

～このお知らせは、世帯の中に「令和5年6月2日以降に  
敦賀市へ転入した方」がいる世帯にお送りしています～

## 物価高騰支援給付金のご案内

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰を踏まえ、非課税世帯等に対して、物価高騰支援給付金 (1世帯あたり7万円) を支給します。

**!** 以下の条件を満たしている場合のみ、支給対象となる可能性があります。申請書を返信してください。

転入者を含めた世帯全員が、

- 令和5年度住民税が非課税であること
- 課税者の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

### 給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

### 給付金の支給時期

敦賀市が申請書を受理した日から  
約2～3週間後が目安です。

### 給付金の支給手続き

上記の支給対象に該当する場合は、申請書の内容を確認・記入のうえ、  
必要書類を添付して、返信用封筒で返信してください。



### 返信期限

令和6年3月8日(金) 必着

住民税非課税世帯等に対する物価高騰支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、  
警察相談専用電話(#9110)にご連絡下さい。



### お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金コールセンター



**0770-22-1180**

受付時間 平日8:30～17:15 ※12/29～1/3は休日